

# 内容見本 (A5判縮小)

## Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいか？

**A** 原則として許されない。

### 解説

○被後見人の親族への贈与・貸付  
後見人は被後見人の財産について、管理権、包括的な代理権を有する(民859)。したがって、後見人が被後見人を代理して被後見人の財産を第三者へ贈与、貸付をした場合、それ自体は有効である(なお、書面によらない贈与契約は、履行を完了するまでは解除できる[民550])。

他方、後見人は善管注意義務を負っており(民869による644の準用)、無意味に被相続人の財産を減少させると、同義務に違反することになる。贈与は対価のない単純な財産減少行為であるから、後見人が被後見人の財産を第三者へ贈与する行為は原則として善管注意義務に違反する。また、貸付は、焦げ付く危険があるので、善管注意義務に違反する可能性が高い。

この意味から、第三者への贈与、貸付は、【原則】として禁止される。

他方で、後見人が開始したからといって被後見人を取り巻く親族関係や社会的関係に変更を来すものではないから、親族や社会との良好な関係は継続されるべきであり、それまで被後見人が行っていた冠婚葬祭に伴う贈与や社会的儀礼に属する贈与まで否定することは被相続人の(推定的)意思に反するであろうし、ノーマライゼーションの考え方も相容れない。そこで、社会的に相当と判断される贈与等については許容されてよい(後見人の裁量の範囲内)という考え方も成り立つ。

## q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか？

**a** 冠婚葬祭に伴う祝儀・不祝儀は、法的には贈与に当たる。「冠婚葬祭における金銭提供は、個々人の気持ちに依拠するところが大きく、代理になじまない」(全書II507「大山七重」)と消極的な意見もある

**3 家庭裁判所の許可等**  
後見監督人がある場合には、不動産の売却には、後見監督人の同意が必要である。  
不動産が被後見人の居住用である場合には、(後見監督人の同意に加え)家庭裁判所の許可が必要である(→Q65)。

### Advice

○売買契約を締結するときの留意点  
売買契約には、一般に、売主が境界を明示する義務、瑕疵担保(契約不適合)責任(民562~565)が規定される。しかし、後見人は境界に関する情報を持ち合わせていないのが通常であり、また契約後に代金減額や契約解除の紛争が起きるのは望ましくないもので、できればこれらは免除する契約内容にしておきたい(大澤97)。

## Q65 居住用不動産の処分は？

**A** 家庭裁判所の許可を要する。許可なく処分した場合は、無効である。

が、そこまで厳格に考えることもない。卑近な例を使えば、「姉は結婚祝いをもらったのに、祖母に後見が始まったので、妹はもらえない」という事態は、孫姉妹間に不平等感を生じさせるし、被後見人(祖母)としても本意ではあるまい。

冠婚葬祭については、被後見人と当該親族の関係(親疎、世話や負担の有無等)、前例、被後見人の意向や推定的意思等に照らして祝儀等を渡すのが相当と考えられる場合には、被後見人の財産等に照らして社会的に妥当と考えられる金額を提供することは許される(後見人の裁量の範囲内)と考える【私見】(運用の状況と課題110も、被後見人と相手方との関係に照らして妥当な金額であれば許されるとする。後見の実務82も同旨。ハンドブックのQ8も同旨であったが、令和4年版から「被後見人の意思や意向を確認した上で」という留保がついている)。ただし、親族や周囲の人間の意向に振り回されないよう十分留意する必要がある。

【実務】的には、金額によっては事前に裁判所に照会し(\*)、あるいは経験が浅い後見人は消極に対応するのが無難であろう(祝儀を出さないことが善管注意義務違反となることはない)。また、後見監督人がある場合は、贈与は金額のいかんにかかわらず監督人の同意を要するので、監督人と事前の調整が必要である。  
(\* 東京家庭裁判所では、贈与については事前に連絡するよう求めている。

## q56-2 お年玉・小遣い等は？

**a** 祝儀・不祝儀と同様。なお、子や孫への比較的少額の定期的贈与について、後見の実務80は、「本人が判断能力を有する時期から継続的に行っていたことが明らかで、かつ、本人の将来の療養看護に十分な財産が存在するような場合であるなどの事情があれば、従前行われていた金額の範囲内でこれを継続することは認められることがある」とする。

### Column

○取消権の呪縛？  
任意後見のデメリットとして取消権がないことを挙げるのが一般的であるが、果たして取消権は機能するのだろうか？ 実際、悪徳商法に対して事後に取消権を行使して被害の回復(原状回復)ができたという例がどれほどあるだろう(日本弁護士連合会「成年後見法大綱(最終意見)」(1998年)28)。正常な取引は取消しの必要はなく、むしろ「取引の安全」を害するおそれがある(成年後見制度の改正議論において金融機関や証券会社の心配はこの点にあった)。本人の保護は、行為能力制限(成年後見制度による取消し)ではなく、取引法や消費者法における「不公正・過大」を理由にする一般的な取消権を整備する方が妥当な結果を導くように思われる。

## Q153 任意後見と法定後見の関係は？

**A** 任意後見契約が登記されている場合は、原則として、任意後見が優先される。

### 解説

- 任意後見と法定後見の調整  
任意後見は本人の意思に基づく支援制度であるから、任意後見と法定後見とは任意後見が優先する。任意後見の登記がなされていて両者が競合する可能性がある場合には、裁判所は、法定後見による支援が「特に必要」かにより判断する。具体的には、以下のとおり。
- 任意後見監督人選任申立てがなされた場合  
先行する法定後見がなければ、裁判所は、任意後見監督人の選任要件を

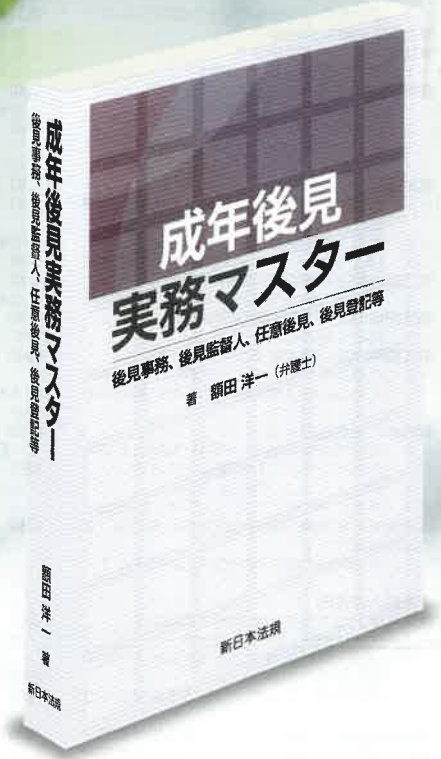
# この1冊で成年後見制度の全てが分かる！

# 成年後見実務マスター

— 後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等 —

著 額田 洋一 (弁護士)

- ◆ 成年後見制度の理論上の問題から現実的な対応まで、課題解決に役立つ実務知識を解説しています。
- ◆ 成年後見・任意後見の制度手続にとどまらず、消費者保護、社会保障、税金など後見事務の遂行に関わる多種多様な法律実務を網羅しています。
- ◆ 制度の黎明期から実務をリードしてきた著者がその知見と経験をまとめた関係者必携の一冊です。



A5判・総頁466頁  
定価5,720円(本体5,200円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9206-2

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 5,170円(本体4,700円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



# 掲載内容

## 序章

- Q1 成年後見制度とは？
- Q2 法定後見とは？
- Q3 任意後見とは？
- Q4 成年後見制度の対象者は？
- q4-1 後見が保佐が悩むときは？
- Q5 外国人の利用は可能か？
- q5-1 外国人は任意後見制度を利用できるか？
- q5-2 外国に居住する日本人は法定後見を利用できるか？

## 第1章 成年後見の開始

- 第1節 開始の手続
- Q6 成年後見はどのようにして開始するか？
- Q7 申立てはどのようにするのか？
- q7-1 申立ての相談は？
- q7-2 どこで裁判所へ申し立てるか？
- q7-3 本人が住民登録地とは異なる施設に居住しているときは？
- Q8 申立てができるのは？
- q8-1 本人の手続行為能力は？
- q8-2 内縁の妻（夫）に申立権はあるか？
- q8-3 申立権者の後見人がする申立ては可能か？
- Q9 申立書、必要書類等は？
- q9-1 申立時の注意事項は？
- q9-2 診断書（成年後見制度用）は誰に頼んだらよい？
- q9-3 定型書式の診断書でなければならぬか？
- Q10 申立てに必要な費用は？
- Q11 申立ての取下げは可能か？
- q11-1 取下げが認められる例は？
- Q12 審判手続はどのように進められるか？
- q12-1 即日面接（即日事情聴取）とは？
- q12-2 親族照会の範囲は？
- q12-3 本人、家族が後見開始に反対したときに取り得る手段は？
- Q13 鑑定とは？
- q13-1 実際に鑑定が行われるのはどのような場合か？
- q13-2 鑑定人の確保は？
- q13-3 「長谷川式スケール」等は考慮されるか？
- Q14 申立ての趣旨と裁判所の判断が異なったら？
- q14-1 申立ての趣旨を変更しないとは？
- Q15 後見開始の審判の効力発生時期は？
- q15-1 確定を知るには？
- Q16 申立費用は誰が負担するか？
- q16-1 戸籍謄本や診断書の入手費用や申立てのための弁護士費用は、本人から返してもらえないのか？
- Q17 審判前の保全処分とは？
- q17-1 財産管理者の権限一保存行為等として家庭裁判所の許可が不要なもの？
- q17-2 保全命令はいつ発効するか？
- q17-3 保全命令の申立てをした方がよいのは？
- Q18 後見開始の審判等の取消しがなされるのは、どのような場合か？
- q18-1 後見開始の審判等の取消しの効果は？

- 第2節 後見人の受任
- Q19 後見人はどのようにして選任されるか？
- q19-1 法人は後見人になれるか？
- q19-2 施設・施設職員は入居者の後見人になることができるか？
- q19-3 成年後見人の人選について不服申立てができるか？
- Q20 家庭裁判所から後見人選任の打診を受けたら？
- Q21 複数の後見人が選任される場合は？ その役割分担は？
- q21-1 専門職後見人と親族後見人の関係は？
- q21-2 分掌の定めは重複することは許されるか？
- q21-3 事務分掌の定めに対しては、不服申立てができるか？

## 第2章 後見事務

- 第1節 後見事務の概要
- Q22 後見人の職務は？
- Q23 後見人の財産管理権限は？
- Q24 後見人の代理権の範囲は？
- q24-1 取締役としての職務を代理行使できるか？
- q24-2 株主としての議決権の行使は？
- q24-3 後見人が代金を横領する目的で不動産を処分したら？
- Q25 取消権とは？
- q25-1 「詐術」に当たる場合は？
- Q26 成年後見人の一般的義務は？
- q26-1 成年後見人等は、海外旅行に行ってもよいのか？
- q26-2 成年後見人等に義務違反があるときは？
- q26-3 被後見人等の自宅を訪ねた際、被後見人や親族から茶業のもてなしを受けることは問題ないか？

- Q27 成年後見人の権限に制約がある場合は？
- Q28 後見人の報酬は？
- q28-1 付加報酬が認められるのは？
- q28-2 決定された報酬額に不満があるときは？
- q28-3 被後見人の財産が少ないときは？
- Q29 後見事務の費用は？
- q29-1 弁護士である後見人が他の弁護士に訴訟等を委任した場合は？
- Q30 後見人に対する監督は？
- q30-1 後見人に不正・不当な行為がある場合に親族等がとり得る手段は？
- Q31 成年後見人の権限の証明方法は？
- Q32 復代理人選任の可否は？
- q32-1 一時的職務執行不能の場合は？
- Q33 成年後見人宛ての郵便物の管理は？
- q33-1 回送囑託の対象となる郵便物等とは？
- q33-2 「信書」とは？
- q33-3 回送囑託の審判を申し立てる際の留意点は？
- Q34 利益相反行為については？
- q34-1 利益相反行為がなされた場合は？
- Q35 特別代理人とは？
- q35-1 特別代理人等の選任を求めるには？
- q35-2 遺産分割協議書が特定されている場合の特別代理人の責任は？
- Q36 中核機関とは？

- 第2節 後見開始時の職務
- Q37 成年後見人の就任時にすべきことは（総論）？
- q37-1 初回報告の留意点は？
- Q38 本人面接の留意点は？
- Q39 財産目録の作成は？
- q39-1 複数の後見人の場合の財産目録の作成は？
- q39-2 「急迫の必要のある行為」とは？
- q39-3 後見監督人の立会いの実際は？
- Q40 財産調査の方法は？
- q40-1 調査の際の留意点は？
- Q41 財産・書類等の引渡しを受けるのはどのようにするか？
- q41-1 財産管理委任契約がある場合は？
- Q42 金融機関への対応は？
- Q43 後見開始に反発する親族がいるケースでは？

- 第3節 裁判所への報告等
- Q44 裁判所への報告はどのようにして行うか？
- Q45 定期報告とは？
- q45-1 収支計算書は必要か？
- Q46 随時報告とは？
- Q47 後見監督人がいる場合の報告は？
- Q48 家庭裁判所への照会はどのようにしてするか？

- 第4節 財産管理
- Q49 財産管理の目的は？
- Q50 財産管理の基本原則は？
- 1 日常生活に関する財産管理等
- Q51 「日常生活に関する行為」とは？
- q51-1 支出の扱いは？
- q51-2 被後見人が自立生活が可能な場合は？
- Q52 年金の受給は？
- q52-1 繰上げ受給、繰下げ受給を検討しなければならないか？
- q52-2 「現況届け」が必要な場合は？
- q52-3 「初診日」とは？
- Q53 賃料・相当収入の管理は？
- q53-1 不動産管理業者に委託する場合の留意点は？
- Q54 預金通帳、重要書類等の管理は？
- Q55 高価品・嗜好品の購入は？
- q55-1 外食をした場合の食事代の負担は？
- Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいのか？
- q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか？
- q56-2 お年玉・小遣い等は？
- q56-3 親族からの貸付の依頼には？
- Q57 扶養義務への対応は？
- Q58 第三者への寄付等は？
- q58-1 医師、病院・施設職員への謝礼は？
- q58-2 施設等への寄付は？
- q58-3 宗教団体への寄付は？
- Q59 消費者被害への対応は？
- q59-1 消費者被害をどのようにして発見するか？
- q59-2 消費者被害をどのようにして防止するか？
- Q60 成年後見人が交通事故に遭ったら？
- Q61 成年後見人が第三者へ危害を加えた場合は？
- 2 不動産
- Q62 不動産の「管理」とは？
- q62-1 遠方の不動産の管理は、どのようにするのか？
- q62-2 有休不動産は？
- q62-3 火災保険はかけるべきか？
- Q63 賃貸不動産の管理は？
- q63-1 不動産管理業者に委託する場合の留意点は？
- q63-2 更新料は請求するべきか（借地）？
- q63-3 更新料は請求するべきか（借家）？
- Q64 不動産の処分は？

- Q65 居住用不動産の処分は？
- q65-1 賣主が契約の締結を急いでいる場合は？
- q65-2 有料老人ホーム、特養の入所契約の解除は？
- q65-3 特別代理人が処分する場合は？
- Q66 居住の確保―被後見人の自宅が借地の場合は？
- q66-1 借地権（賃借権）の譲渡許可の裁判とは？
- q66-2 賃料（地代）の増額請求を受けたら？
- Q67 居住の確保―被後見人の自宅が借家の場合は？
- q67-1 更新料を請求されたら？
- q67-2 定期借家契約への切り替えを求められたら？
- 3 金融取引
- Q68 金融資産管理の基本原則は？
- Q69 預貯金等の管理は？
- Q70 預金の預け替え等は可能か？
- q70-1 「ペイオフ」対策は必要か？
- q70-2 できるだけ定期預金で運用するべきか？
- Q71 借入をすることは可能か？
- q71-1 「相統対策」の借入は？
- Q72 株式・投資信託等の管理は？
- q72-1 売却すべき場合は？
- Q73 株主権の行使は可能か？
- q73-1 同族会社で内紛がある場合は？
- Q74 投資をしてよいのか？
- q74-1 高利回り商品に乗り換えるべきか？
- q74-2 投資信託は安心か？
- Q75 保険の管理は？
- Q76 債権の管理は？
- Q77 負債の処理は？
- q77-1 金融業者から請求を受けたら？
- Q78 クレジットカードは？
- Q79 リバースモーゲージとは？

- 4 その他の財産の管理
- Q80 知的財産権の管理は？
- Q81 自動車の管理は？
- Q82 商品券・切手等の管理は？
- 5 相続
- Q83 相続における後見人の役割とは？
- q83-1 相続人である被後見人が被相続人の遺言を保管していたら？
- Q84 相続の基本的仕組みは？
- q84-1 「相続させる遺言」（「特定財産承継遺言」）とは？
- q84-2 配偶者居住権とは？
- Q85 遺産分割に臨む方針は？
- q85-1 被後見人への「世話」との引換えに法定相続分より少ない提案を受けた場合は？
- q85-2 いわゆる「放棄」を求められたら？
- Q86 遺留分の侵害がある場合は？
- q86-1 遺留分侵害額請求か、減殺請求か？
- Q87 負債が多い場合は？
- q87-1 「熟慮期間」内に相続人である被後見人に後見人がいなかったときは？
- q87-2 被後見人等がした承認・放棄の取消しは？
- q87-3 処分行為が取り消された場合、単純承認の効力はどうか？
- Q88 成年後見人が遺言をするには？
- q88-1 被相続人がした遺言の目的物を後見人が売却したときは？

- 第5節 身上監護
- Q89 身上監護とは？
- Q90 定期交付は必要か？
- Q91 ネットワークの構築は必要か？
- Q92 居所指定権（施設入所の決定）は？
- q92-1 実際にはどうするか？
- Q93 高齢者向けの住まいにはどのようなものがあるか？
- q93-1 有料老人ホームの留意点は？
- Q94 医療・介護における後見人の役割は？
- q94-1 身体拘束への対応は？
- q94-2 高額医療費制度とは？
- q94-3 医療費控除制度とは？
- Q95 成年後見人は医療同意権があるか？
- q95-1 被後見人が受診を嫌がる場合は？
- q95-2 手術等の同意書を求められたら？
- q95-3 予防接種は？
- Q96 高齢者の介護保険サービスの利用は？
- q96-1 介護サービス利用の経済的負担を軽減する制度は？
- Q97 知的障害者・精神障害者の福祉サービスの利用は？
- q97-1 障害者手帳とは？
- q97-2 自立支援医療とは？
- Q98 精神保健福祉法上の役割は？
- Q99 介護サービスについての苦情は？
- Q100 介護事故が起きたら？
- Q101 虐待への対応は？
- q101-1 虐待者に被虐待者への面会を禁止してよいのか？
- q101-2 養護者への支援は後見人の職務か？
- Q102 身元保証・身元引受人となることを求められたら？
- Q103 生活保護の利用は？

- 第6節 訴訟・個人情報等
- Q104 被後見人に関する訴訟等については？
- q104-1 後見人が裁判等を進行した場合の報酬は？
- q104-2 弁護士へ委任してよいか、その場合の報酬は？
- q104-3 後見監督人がある場合の審判・調停の申立ては？
- Q105 税務申告・納税は？
- q105-1 障害者控除とは？
- Q106 被後見人等の個人情報取扱いは？
- q106-1 保佐・補助の場合は？
- q106-2 マイナンバーの取扱いは？
- Q107 戸籍謄本、住民票等の請求は？
- q107-1 「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため」に…確認する必要がある場合」とは？

- 第7節 成年後見の終了
- Q108 成年後見は、どのような場合に終了するか？
- Q109 成年後見人の辞任は？
- q109-1 正当な事由の例は？
- q109-2 対応が困難な被後見人の場合は？
- Q110 成年後見人の解任は？
- q110-1 親族等は解任を求めることができるか？
- q110-2 後見人の判断能力が低下したときは？
- Q111 本人死亡時において成年後見人がなすべきこととは？
- Q112 管理の計算は？
- q112-1 管理の計算はいつ終了したことになるのか？
- q112-2 複数後見人の場合の管理の計算は？
- q112-3 遺言内容から遺産を全く取得しない相続人にレポート義務があるか？
- Q113 残余財産の引渡しは？
- q113-1 相続人不明の場合は？
- q113-2 相続人が受領に協力しない場合は？
- Q114 後見人の最終の報酬は、どのようにするか？

- 第8節 死後事務
- Q115 死後事務とは？
- q115-1 「相続人の意思に反することが明らかなき」に当たらないのは？
- q115-2 共同相続人間で意向が異なる場合は？
- q115-3 裁判所の許可は、被後見人の生前に申し立てることができるか？
- Q116 葬儀は？
- q116-1 葬儀等の費用の支出は？
- Q117 生前の墓地購入、永代供養の依頼等は？
- Q118 死後事務の費用、報酬は？

- 第9節 後見制度支援信託・支援預貯金
- Q119 後見制度支援信託・支援預貯金とは？
- q119-1 後見制度支援信託・預貯金は元本保証か？
- q119-2 取扱金融機関は？
- q119-3 後見制度支援信託・預貯金を利用する場合の費用等は？
- Q120 信託のための専門職後見人（信託後見人）の役割は？
- Q121 信託後見人の業務の流れは？
- q121-1 親族後見人への引継時の留意事項は？
- Q122 信託設定の際の留意点は？
- q122-1 定期交付金のような場合に設定するか？
- q122-2 毎月の必要費が変わったときは？

## 第3章 後見監督人

- Q123 後見監督人の職務・役割は？
- Q124 後見監督人の義務は？
- Q125 後見監督人の選任は？
- q125-1 後見監督人が選任される場合は？
- q125-2 後見監督人の職務はいつから開始するか？
- Q126 監督人選任を打診されたら？
- Q127 監督人選任時に行うべき事項は？
- q127-1 立会いの実際は？
- Q128 後見監督業務の内容は？
- q128-1 裁量範囲内か否かの判断要素は？
- q128-2 監督の對象は適法性に限るか、後見人の事務の質の向上をきむか？
- q128-3 後見人が専門職の場合は？
- Q129 重要行為等への同意は？
- q129-1 重要行為に対する同意の判断基準は？
- q129-2 後見監督人の同意は必ず事前に得る必要があるか？
- Q130 監督人の報酬、後見監督の費用は？
- Q131 監督業務における留意点は？
- q131-1 後見人と意見の相違を来たしたら？
- q131-2 後見人の使い込み等を発見したときは？
- Q132 急迫な事情下における必要処分とは？
- q132-1 「急迫な事情」がなかったときは？
- Q133 後見監督人の辞任・解任は？
- q133-1 後見人は後見監督人の解任を請求できるか？

- Q134 後見監督終了時の職務等は？

## 第4章 保佐・補助

- Q135 保佐・補助の申立ては？
- q135-1 保佐・補助開始の申立てをする場合の留意点は？
- q135-2 保佐申立てを、「必要性」なしを理由に却下できるか？
- q135-3 保佐・補助についても保全命令の制度があるか？
- Q136 保佐人・補助人の基本的義務は？
- Q137 保佐人・補助人の財産管理権はどのようなものか？
- q137-1 保佐人・補助人に財産目録の作成義務はあるか？
- Q138 保佐人・補助人の身上監護職務は？
- Q139 保佐の要同意事項は？
- q139-1 「重要」の基準は？
- q139-2 施設入所契約も要同意事項に当たるか？
- Q140 保佐の要同意事項の追加は？
- Q141 補助の要同意事項は？
- q141-1 「10万円以上の物品購入」という要同意事項の定め方は可能か？
- Q142 保佐人・補助人の代理権は？
- q142-1 取締役会における議決権行使についての代理権付与は可能か？
- q142-2 株主としての議決権の行使について代理権付与は可能か？
- q142-3 取引の相手方は成年後見人等の代理権をどのようにして確認するか？
- Q143 同意権・取消権行使における留意点は？
- q143-1 包括的同意は認められるか？
- q143-2 親族への贈与、貸付等は？
- Q144 同意に代わる裁判所の許可とは？
- q144-1 許可を得るには？
- Q145 代理権行使の留意点は？
- q145-1 居住用不動産の処分では？
- q145-2 代理権付与があるときは、必ず代理権を行使しなければならないか？
- Q146 保佐人・補助人に裁判所への報告義務が発生するのは？
- Q147 保佐人・補助人の報酬、費用負担の定めは？
- Q148 保佐人・補助人に対する監督は？
- Q149 利益相反行為は？
- Q150 保佐・補助は、どのような場合に終了するか？
- Q151 保佐監督人・補助監督人の制度は？

## 第5章 任意後見

- 第1節 任意後見の検討
- Q152 任意後見のメリットと限界は？
- q152-1 任意後見契約の相談を受けた場合の留意点は？
- q152-2 民事信託と任意後見の選択は？
- q152-3 「親亡き後」のための任意後見の利用は？
- Q153 任意後見と法定後見の関係は？
- q153-1 「特に必要がある場合」とは？

- 第2節 任意後見契約の締結
- Q154 任意後見契約の締結方法は？
- q154-1 任意後見の相談を受けた場合の手順は？
- q154-2 任意後見契約締結の費用は？
- q154-3 任意後見契約の証人費用は必要か？
- Q155 任意後見人となる者は？
- q155-1 任意後見人等であることの確認は？
- q155-2 未成年者を任意後見受任者とすることは可能か？
- q155-3 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
- Q156 任意契約で定めるべき事項は？
- q156-1 医的優遇に対する同意は委任できるか？
- q156-2 死後の事務を任意後見契約として委任できるか？
- q156-3 訴訟の委任については、事件等を特定しなくてはよいのか？
- Q157 任意後見人の権限強化防止策は？
- Q158 任意後見契約の変更は？
- q158-1 任意後見契約で、任意後見人と任意後見監督人の合意で報酬額を変更できると定めているときは？
- Q159 任意後見契約の解除は？
- q159-1 任意後見契約で、任意後見監督人選任前の解除も「正当な事由」がある場合に限定することは可能か？
- q159-2 任意後見契約の解除の「正当な事由」に当たらないのは？
- q159-3 本人に契約を解除するだけの判断能力がないときは？
- 第3節 任意後見監督人の選任（任意後見の開始）
- Q160 任意後見監督人の選任申立ては？
- q160-1 申立てに必要な書類、費用は？
- q160-2 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
- Q161 任意後見人選任審判の審理手続は？
- q161-1 監督人選任申立ての取下げは？

- q161-2 任意後見契約の無効（意思無能力）を任意後見監督人選任の審判の争点にできるか？
- Q162 任意後見監督人の人選は？
- q162-1 任意後見人と任意後見監督人の利害関係は？

- 第4節 任意後見業務
- Q163 任意後見人の意思尊重義務・身上配慮義務は？
- Q164 任意後見業務の内容は？
- q164-1 任意後見人が動いてくれないときは？
- Q165 任意後見人の報酬、後見事務の費用は？
- q165-1 タクシー利用を認める合意は可能か？
- Q166 利益相反行為は？
- q166-1 複数後見人の場合は？
- Q167 任意後見業務の監督は？

- 第5節 任意後見契約の終了
- Q168 任意後見の終了原因は？
- q168-1 任意後見人が「辞任」したいときは？
- Q169 任意後見人の解任は？
- q169-1 任意後見人の職務執行停止中に、後見事務の必要を生じたら？
- q169-2 本人への支援の継続が必要な場合は？
- Q170 任意後見終了時の任意後見人の職務は？
- q170-1 終了の登記をした後に任意後見人が任意後見人として代理行為をした場合は？

- 第6節 任意後見監督人
- Q171 任意後見監督人の職務は？
- Q172 任意後見監督人就任時の留意事項は？
- q172-1 任意後見人との面談時の留意点は？
- Q173 任意後見監督人の監督業務の内容は？
- q173-1 任意後見契約に任意後見監督人の同意を要するとの定めがない場合に、同意を要する事項を定めることができるか？
- q173-2 任意後見人の不正行為が発見されたときは？
- Q174 急迫な事情下における必要処分とは？
- q174-1 「急迫な事情」がなかったときは？
- Q175 任意後見監督人の辞任・解任は？
- Q176 任意後見監督人の職務終了時の措置等は？

## 第6章 後見登記

- Q177 後見登記制度の概要は？
- Q178 登記事項は？
- q178-1 専門職である成年後見人等の住所は？
- Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
- q179-1 成年後見人等は、被後見人等や後見監督人等の氏名、住所変更についても登記申請義務を負うか？
- Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
- q181-1 後見登記法10条4項の「その他の承継人」とは、どのような場合を想定しているか？
- q181-2 弁護士は、職務上講求や弁護士会照会制度で登記事項証明書を手に入れるか？
- Q182 登記申請手続は？

## 第7章 取引の相手方の留意事項

- 第1節 法定後見（成年後見・保佐・補助）
- Q183 成年後見人等であることの確認は？
- Q184 不動産取引における留意事項は？
- q184-1 就任早々の後見人から、被後見人所有不動産の売却の打診があった。留意すべき点は？
- Q185 銀行取引における留意事項は？
- q185-1 キャッシュカードの取扱いは？
- q185-2 貸金庫の開扉は？
- q185-3 後見人から高額な預金の払戻請求があった場合は？
- Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
- Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
- Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？

- 第2節 任意後見
- Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
- Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
- Q191 第三者の同意の要否の確認は？

## 索引

### ○判例年次索引

## 資料

### ○成年後見関係民法条文（準用関係）

### ○審判手続一覧

### ○登記の申請を要する場合と手数料

各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

第2章 園や学校におけるこどもの安全

[12] 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合（災害共済給付制度）

提出先	・（学校から）独立行政法人日本スポーツ振興センター ・（被害者から）通学する学校や幼稚園
提出書類	・医療費請求書、障害見舞金請求書
添付書類	・災害報告書、災害継続報告書 ・「医療等の状況」に関する書面
関連法令等	スポーツ振興16等、学保安26～30

解説

1 災害共済給付制度の沿革

学校等の管理下における事故等によって幼児、児童、生徒及び学生ら（以下、「児童生徒等」といいます。）の負傷、疾病、障害又は死亡等の災害が発生した場合、その賠償は、民法や国家賠償法、通学中の自動車事故であれば自動車損害賠償保障法による損害賠償請求がられますが、その制度には幾つかの要件があり、こうした制度でずしも短期間に十分な救済が受けられるとは限りません。学校等管理下では、通学中や、理科や体育等の授業中、遠足、部活動等様

第2章

[46] 障害児が福祉手当を受給する場合（障害児福祉手当）

提出先	・市区町村の障害福祉担当窓口
提出書類	・障害児福祉手当認定請求書
添付書類	・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・本人名義の預金通帳 ・所得の確認できる書類 ・印鑑 ・マイナンバー及び本人確認書類 ・（転入の場合）課税証明書
関連法令等	特別児童扶養手当17～26、特別児童扶養手当令6～9の2、特別児童扶養手当則、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令1～13・様式1

解説

1 制度の概要

重度障害児本人に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別

[93] 親が子どもの引渡しを求める場合（子の監護者指定・子の引渡し審判申立て）

申立先	・相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所
提出書類	・子の監護者指定審判申立書 ・子の引渡し審判申立書
添付書類	・戸籍謄本、連絡先などの届出書、進行に関する照会回答書 ・子1人につき収入印紙1,200円（子の監護者指定審判申立事件と子の引渡し審判申立事件の両方の場合にはそれぞれの事件ごと）、郵便切手
関連法令等	民766、家事105・106・109・157①③、民保43②

解説

1 子の監護者指定・子の引渡し審判申立手続の概要

①両親が婚姻中で、子と離れて暮らすことになった親（別居親）が子の引渡しを求める場合には、別居親は自身を監護者に指定するよう監護者指定・子の引渡しの審判の申立てが考えられます。②両親が離婚しており、親権者である親が子の引渡しを求める場合には、子の引渡しの審判の申立て、③両親が離婚しており、親権者ではない親が子の引渡しを求める場合、親権者変更・子の引渡しの審判の申立て又は監護者指定・子の引渡し審判の申立てが考えられます。④婚姻中でも、監護している者が監護者としての地位を確たるものにするために監護者指定の申立てをする場合もあります。

[75] 外国籍の子どもに対して差別意識をあおるような言動がなされた場合（ヘイトスピーチ解消法）

申立先	・在籍する学校、相手方の居住地（訴訟の場合は申立人の居住地も可）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所
提出書類	・（民事調停の場合）調停申立書 ・（訴訟の場合）訴状
添付書類	・差別的言動がなされたことを証明できる文書、録音等
関連法令等	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

解説

1 ヘイトスピーチ解消法とは

海外出身者に対する不当な差別的発言を解消すべく、国民に不当な差別的言動のない社会の実現に向けて努力すべきこと、国及び地方公共団体に対しては不当な差別的発言の解消に向けた取組に関する施策を推進するための措置を講じることが規定されています。

2 差別意識をあおるような言動がなされた場合の対応

同じ学校に通う児童、生徒からの言動の場合、まずは学校に対してそのような言動がなされたことを伝え、学校から加害児童、生徒に対し

相談対応の「糸口」を見つけるために！

# こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック

共編 石井 逸郎(弁護士)・中村 仁志(弁護士)  
著 河邊 優子(弁護士)・芝野由紀子(弁護士)



◆こどものための福祉・医療や、いじめ、児童虐待、親の離婚などに関する相談事や困り事を豊富に取り上げています。

◆ケースごとに、【提出先】【提出書類】【添付書類】等がすぐに確認でき、【解説】では、利用できる制度・サービス等の概要や要点を説明しています。

◆保育・教育の関係者や相談支援の関係者、法律実務家など、幅広く活用できる内容となっています。

A5判・総頁266頁  
定価3,960円（本体3,600円）送料410円  
ISBN978-4-7882-9215-4

0120-089-339（通話料無料）  
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ！

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!  
〈電子版〉  
定価 3,630円(本体3,300円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



# 掲載内容

## 総論

- こども基本法
- こども家庭庁
- 児童の権利に関する条約
- こどもと障害

## 第1章 妊娠・出産、乳幼児の医療・健康等

### (妊娠・出産)

- [1] 出産に伴う一時金の支給を受ける場合(出産育児一時金の支給)
- [2] 未熟児であった場合(養育医療給付)
- [3] 分娩時の事故等が原因で子どもが脳性麻痺となった場合(産科医療補償制度)
- [4] 保健師等による訪問指導を受ける場合(新生児訪問等)
- [5] 産休や育休を取得する場合(出産手当金、育児休業給付金)
- [6] 児童手当の支給を受ける場合(児童手当の支給)
- [7] 認知をする場合(任意認知、強制認知)

### (乳幼児の医療・健康)

- [8] 子が医療費の助成を受ける場合(子ども医療費助成制度)
- [9] 乳幼児健診を受ける場合(1ヶ月健診、3歳健診等)
- [10] 新生児の聴覚障害検査を受ける場合(新生児聴覚検査)
- [11] 新生児の先天性代謝異常等検査を受ける場合(新生児先天性代謝異常等検査)

## 第2章 園や学校におけるこどもの安全

- [12] 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合(災害共済給付制度)
- [13] 学校や幼稚園の管理下において、子どもの死亡等の重大事故が発生した場合(重大事故に関する調査報告制度)
- [14] 学校や幼稚園、保育園が災害共済給付制度に加入する場合(災害共済給付制度)
- [15] 学校や幼稚園、保育園において、「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」を作成する場合(「学校安全計画」、「危険等発生時対処要領」)
- [16] 学校等において、「学校保健計画」を作成する場合、環境衛生検査を実施する場合(「学校保健計画」、「学校環境衛生基準」)
- [17] 子どもが学校指示に伴う感染症・疾病の治療を受ける場合(医療券の申請)
- [18] 学校感染症による出席停止、休校の措置を講ずる場合(出席停止制度・学校休業制度)

## 第3章 子育て支援

### (保育支援等)

- [19] 子どもが一時的に保育所等に入所する場合(一時保育事業)
- [20] 子供が施設等に短い期間で入所する場合(子育て短期支援事業)
- [21] 子ども・子育てへの援助活動を利用する場合(ファミリーサポートセンター事業)
- [22] 子どもが認可保育所を利用する場合(保育所等利用申請)
- [23] 子どもが小規模の保育を利用する場合(小規模保育事業)
- [24] 子どもが居宅で保育を受ける場合(家庭的保育事業)
- [25] 病気の子どもが保育を受ける場合(病児保育事業)

### (放課後支援)

- [26] 子どもが放課後児童クラブ、学童クラブを利用する場合(放課後児童健全育成事業)
- [27] 子どもが放課後子ども教室を利用する場合(放課後子ども教室推進事業)
- [28] 子どもが放課後児童クラブの利用申込みをした結果、利用できなかった場合(放課後居場所緊急対策事業)
- [29] 中山間地域等の子どもが安全・安心な居場所を確保する場合(小規模多機能・放課後児童支援事業)

### (ひとり親家庭、生活困窮家庭等への支援)

- [30] ひとり親家庭の子どもが医療を受ける場合(ひとり親家庭等医療費助成制度)
- [31] ひとり親家庭の子どもが修学資金、就学支度資金の貸付けを受ける場合(母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度)
- [32] 高校を卒業していないひとり親家庭の子どもが学び直しをする場合(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)
- [33] 児童の養育が十分にできない母子家庭の母子が住居を借りる場合(母子生活支援施設の入所申込み)
- [34] 生活困窮家庭の子どもが学習・生活習慣等の支援を受ける場合(子どもの学習・生活支援事業)
- [35] 働くことに不安を持つ子ども(義務教育修了者)が就労支援を受ける場合(就労準備支援事業)
- [36] 低所得世帯の子どもが高等教育を受ける場合(高等教育修学支援制度(授業料減免・給付型奨学金))

### (被生活保護家庭への支援)

- [37] 生活保護受給者が出産する場合(生活保護法による出産扶助制度)
- [38] 被生活保護家庭の子どもが1ヶ月健康診査を受ける場合(保健指導票交付)
- [39] 被生活保護家庭の子どもが大学等の特定教育訓練施設に進学する場合(進学準備給付金)

## 第4章 障害のあるこども

### (保育・教育)

- [40] 障害のある子どもが通常学級を利用する場合(合理的配慮の申出)
- [41] 障害のある子どもが通級を利用する場合(通級の申請)
- [42] 特別支援学級・特別支援学校を利用する場合(特別支援学級利用申請、特別支援学校利用申請)
- [43] 長期入院する場合(院内学級、訪問教育等の利用)
- [44] 就学奨励費の支給を受ける場合(就学奨励費)

### (手当・助成)

- [45] 障害児を扶養する場合(特別児童扶養手当)
- [46] 障害児が福祉手当を受給する場合(障害児福祉手当)
- [47] 障害者手帳を取得する場合(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)
- [48] 慢性特定疾病がある場合(小児慢性特定疾病)
- [49] 特定の手術等を要する場合(育成医療費の支給)
- [50] 精神通院医療を受ける場合(精神通院医療)
- [51] 医療をめぐる話し合いをする場合(医療同意等)

### (居宅支援)

- [52] ホームヘルパーを利用する場合(居宅介護の利用申請)
- [53] 視覚障害児が移動上の支援を受ける場合(同行援護の利用申請)
- [54] 行動に著しい困難を有する障害児が生活に必要な支援を受ける場合(行動援護の利用申請)
- [55] 在宅の障害児を介護している保護者が、疾病等で障害児の介護ができなくなった場合(ショートステイの利用申請)
- [56] ガイドヘルパーを利用する場合(移動支援)
- [57] 日中の居場所確保(日中一時支援)
- [58] 外出が困難な児童が自宅で発達支援を受ける場合(居宅訪問型児童発達支援)
- [59] 障害児支援利用計画書の作成費用の給付を受ける場合(障害児相談支援)
- [60] 保育所で専門家の支援を受ける場合(保育所等訪問支援)

### (通所支援)

- [61] 日常生活における基本動作等の訓練を受ける場合(福祉型・医療型児童発達支援の利用申請)
- [62] 授業の終了後に通所施設で生活能力の向上に必要な訓練等の支援を受ける場合(放課後等デイサービスの利用申請)

### (入所支援)

- [63] 入所による指導・保護、看護・支援を必要とする場合(福祉型・医療型障害児入所

施設の利用申請)

## 第5章 いじめ・差別・不登校

- [64] 子どものいじめについて、学校や教育委員会に調査や対処を求める場合(いじめ防止対策推進法)
- [65] いじめについて学校と警察の連携を要する場合(スクールサポーター制度)
- [66] 子どもが生き辛さを抱えている場合(チャイルドライン、子どもの人権110番、子供のSOSの相談窓口、弁護士子どもLINE相談の利用)
- [67] 不登校の子どもがそれまでの学校に通うことが出来ない場合(不登校特例校への入学)
- [68] 不登校の児童が学校外の公的機関等に通所する場合(通学定期乗車券制度の特例)
- [69] 学校等における体罰、いじめを受けた子どもが学校と協議を行う場合(法テラスによる交渉代理支援)
- [70] 学校等において体罰、いじめをうけた子どもが第三者機関に救済を求める場合(人権救済申立て)
- [71] SNSで誹謗中傷され、発信者を特定したい場合(プロバイダ責任制限法)
- [72] インターネット上で誹謗中傷された投稿の削除を求めたい場合(仮処分命令の申立て)
- [73] 子どものいじめについて損害賠償を請求したい場合(和解あっせん、民事調停、民事訴訟)
- [74] 子どものいじめについて、刑事罰を科したい場合(被害届、告訴)
- [75] 外国籍の子どもに対して差別意識をあおるような言動がなされた場合(ヘイトスピーチ解消法)

## 第6章 児童虐待

- [76] 家庭内で子どもに対する虐待が発覚した場合(児童相談所・市区町村等への通告)
- [77] 障害児施設で職員による児童への虐待が発覚した場合(市区町村障害者虐待防止センターへの通報・届出、都道府県の福祉事務所等への通告・届出)
- [78] 児童福祉施設で被措置児童に対する虐待が発覚した場合(都道府県の福祉事務所等への通告)
- [79] 児童虐待が発覚した場合(児童相談所への相談から援助の決定までの流れ)
- [80] 虐待する養親との離縁訴訟をする場合(離縁の申立て及び法テラスによる訴訟代理等)
- [81] 子どもの親の親権を停止させる場合(親権停止審判の申立て)
- [82] 子どもの親の親権を喪失させる場合(親権喪失審判の申立て)
- [83] 子どもの親の管理権を喪失させる場合

(管理権喪失審判の申立て)

- [84] 触法少年への付添人を選任する場合(付添人選任届)
- [85] 施設入所中又は一時保護中の子どもに対し、保護者が不当なつきまとい等をする場合(保護者との面会・通信制限、接近禁止命令)
- [86] 高年齢児童の自立支援が必要な場合(自立援助ホームの利用、自立支援資金貸付事業等)
- [87] 一時保護した子どもが外国籍で不法滞在の場合(在留特別許可の申立て)
- [88] 一時保護した子どもが無戸籍だった場合(裁判上の手続、裁判外の手続)

## 第7章 親の離婚

- [89] 子どもの親権者を変更する場合(親権者変更調停申立て)
- [90] 離婚に伴い、子どもの氏を変更する場合(子の氏の変更許可申立て)
- [91] 離婚当事者である親が子どもの親権をめぐる争っている場合(子どもの手続代理人制度)
- [92] 離婚後の子どもとの面会方法を確認する場合(面会交流の調停申立て)
- [93] 親が子どもの引渡しを求める場合(子の監護者指定・子の引渡し審判申立て)
- [94] 子の引渡しに関する強制執行(間接強制、直接強制の申立て)
- [95] 離婚後子の親権者となった者が別の人と再婚し再婚相手と子が養子縁組したことを理由に養育費を減額する場合(養育費減額請求調停申立て)
- [96] 外国裁判所で共同親権が定められた離婚判決を日本で届け出る場合(外国判決の届出)

## 第8章 親との別れ

- [97] 未成年の子どもが相続人となる遺産分割(特別代理人の選任申立て)
- [98] 親権者と死別した子どもに後見人を付ける場合(未成年後見人の選任)
- [99] 子どもが里親の世話になる場合(親族里親の申請)
- [100] 血縁関係のない者と子どもが新たな親子関係を築く場合(養子縁組許可の申立て・特別養子縁組の成立の申立て)
- [101] 子どもが第三者と同居する場合(同居児童に関する届出)
- [102] 日本国籍の子どもが外国籍の養親と養子縁組する場合又は外国籍の子どもが日本国籍の養親と養子縁組する場合(涉外養子縁組と帰化申請)

索引  
○事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。